

平成30年度定期監査(出先機関)の結果に対する措置状況の公表について

平成30年度定期監査(出先機関)の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があり、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

恵庭市監査委員 北 林



恵庭市監査委員 鷹 羽



区 分	監査対象 (所管部課)	監査結果	措置状況
平成30年度 定期監査 (出先機関)	新町車庫管理 事 務 所 (総務部財務室 管財課)	【指導事項】 交通事故、違反等を防止し安全 運転を確保するため、毎日、共用 車貸出時に運転免許証携帯の確 認をされたい。また、定期的にア ルコールチェックをされたい。	公用車貸出時には運転免許証 の確認を毎日行い、アルコール チェックについても、定期的(月1 回程度)に実施し、記録することと した。
	車両センター (建設部管理課)	【指導事項】 交通事故、違反等を防止し安全 運転を確保するため、1年を通し て定期的に、運転免許証携帯の 確認、アルコールチェックをされた い。	運転免許証携帯の確認簿、アル コールチェック確認簿を作成し、 定期的に確認を行うことにした。